



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

地域における配偶者間暴力対策の 現状と課題に関するアンケート調査 報告書

平成 23 年 3 月

内閣府男女共同参画局

目 次

第1章 調査の概要	1
1 調査の目的	3
2 調査の対象	3
3 調査項目	3
4 調査の時期	3
5 調査の方法	4
6 回収結果	4
7 報告書を読むにあたっての注意	4
第2章 調査結果の概要	5
1 基本計画の策定状況	7
2 支援センターの状況	8
(1) 支援センターの設置状況	8
(2) 支援センター未設置の理由	8
(3) 支援センターの設置に必要なもの	9
(4) 支援センターの設置予定	10
3 被害者相談事業の状況	11
(1) 相談窓口の状況	11
(2) 男性からの相談対応状況	11
(3) 外国語での相談対応状況	12
(4) カウンセリングの実施状況	13
(5) 法律相談の実施状況	13
(6) 相談の質の向上のための取組	14
(7) 二次被害防止のための取組	15
(8) 証明書の発行の状況	15
4 被害者支援事業の状況	16
(1) 緊急時の安全確保	16
(2) 被害者の自立支援のための取組	17
5 暴力対策事業の状況	18
(1) 若年層に対する予防啓発事業	18
(2) 加害者更生事業	18
6 機関内連携の状況	19
(1) 庁内の連携状況	19
(2) 庁内のワンストップ窓口の設置状況	20
7 官民連携等の状況	21
(1) 官民連携の状況	21
(2) 連携マニュアルの作成状況	23
(3) 広域連携の状況	23
8 民間シェルター等への財政支援状況	24
第3章 調査票（単純集計結果）	27
第4章 統計表（実数）	45

第1章 調査の概要

第1章 調査の概要

1 調査の目的

平成19年の配偶者暴力防止法の改正により、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村の努力義務とされ、市町村における基本計画の策定や支援センターの開設に向けた取組が進められているが、実際に基本計画を策定し、また、支援センターを開設した市町村は一部にとどまっている。

配偶者からの暴力の防止や被害者の保護は、住民に身近な行政主体である市町村が果たす役割が極めて重要である。本調査では、地方公共団体における施策の現状と課題を把握し、国および地方公共団体における施策のあり方の検討に活用していくことを目的とする。

2 調査の対象

全都道府県、全市町村（東京23区含む）

[参考：47都道府県、1,750市区町村（平成22年3月31日時点）]

3 調査項目

項目	内容
都市規模について	自治体の規模の状況
基本計画について	基本計画の策定状況
支援センターについて	支援センターの設置状況、未設置の理由、設置に必要なもの、今後の設置予定
被害者相談事業について	相談窓口の状況、電話相談／面接相談の開設時間、男性からの相談対応の状況、外国語対応の状況、カウンセリング実施状況、法律相談実施状況、相談の質の向上のための取組、二次被害防止のための取組
被害者事業について	証明書の発行の状況
被害者支援事業への取組について	緊急時の安全確保、自立支援のための取組
暴力対策事業への取組について	若年層に対する予防啓発事業の状況、配偶者暴力加害者更生事業の状況
機関内連携について	庁内連携の状況、ワンストップ窓口の設置状況
官民連携について	官官・官民の連携状況、連携マニュアルの作成状況、広域連携の状況
民間シェルター等への財政支援について	民間団体への財政支援状況、財政支援内容、財政支援を行っていない理由
要望等について	配偶者暴力に関する施策への要望、国が実施している女性に対する暴力に関する取組への要望
基本属性	都道府県名、市町村名

4 調査の時期

調査実施期間

平成23年2月3日（木）～3月7日（月）

5 調査の方法

郵送留置・郵送回収法

配布方法：自記式調査票（アンケート用紙）の郵送
ウェブサイトからの調査票のダウンロード
電子媒体調査票のメール送信

回収方法：郵送・FAX・メールによる回収

6 回収結果

	調査票送付数	回収数	回収率
都道府県	47	47	100.0%
市	809	754	93.2%
町村	941	727	77.3%
不明		3	
計	1,797	1,531	85.2%

7 報告書を読むにあたっての注意

- (1) 表中の n は比率算出の基数であり、原則として集計総数（1,531）または分類別の集計数のことである。
- (2) 百分比は小数点第 2 位を四捨五入して、小数点第 1 位までを表示したため、合計値が 100%を前後することがある。
- (3) 複数回答の設問の場合は、合計値が 100%を超える。
- (4) 表中の” - ” は回答数なしである。
- (5) 支援センターとは、配偶者暴力相談支援センターの機能を有する機関である。
- (6) 集計に用いた自治体規模区分は次のとおりである。

都道府県
市
都市部（政令指定都市及び東京 23 区） 中核市 大都市（人口 20 万人以上の市で都市部及び中核市以外の市） 中都市（人口 10 万人以上 20 万人未満の市） 小都市（人口 10 万人未満の市）
町村

第2章 調査結果の概要

第2章 調査結果の概要

1 基本計画の策定状況

基本計画を定めているのは、市では4割、町村では2割

(男女共同参画基本計画に規定を設けているものを含む)

自治体別に基本計画の策定状況についてみると、市・町村では基本計画を定めているのは、男女共同参画基本計画に規定を設けているものを含めると、それぞれ40.8%、19.0%となっているが、今後策定する予定があるものを含めると、64.9%、32.0%となっている。市のうち、都市部においては「基本計画を定めていないが、今度策定する予定がある」が50.0%となっている。(表1-1)

「基本計画を定めていないが、今度策定する予定がある」ところの策定予定については、都道府県・市・町村とも「平成23年度」が最も多く、ついで「平成24年度」「平成25年度」の順になっている。(表1-2)

問2. 貴自治体では基本計画(「都道府県基本計画」(法*第二条の三第一号)及び「市町村基本計画」(法第二条の三第三号))の策定はしていますか。「3」の場合は、その時期についても教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

表1-1 基本計画の策定状況

							(%)
	総数(n)	基本計画を、単独の計画・条例として定めている	男女共同参画基本計画・条例を定めており、その中で配偶者暴力防止対策に関する規定を設けている	基本計画を定めていないが、今後策定する予定がある	基本計画を定めていないし、現時点では今後策定する予定もない	無回答	
総数	1,531	11.5	20.8	18.1	48.6	1.0	
都道府県	47	100.0	-	-	-	-	
市	754	11.7	29.2	24.0	34.5	0.7	
再掲							
都市部	42	31.0	16.7	50.0	2.4	-	
中核市	37	27.0	16.2	32.4	24.3	-	
町村	727	5.6	13.3	13.1	66.4	1.5	

表1-2 基本計画の策定予定状況

										(%)
	総数(n)	平成23年中	平成24年中	平成25年中	平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中	無回答	
総数	277	43.0	27.1	10.1	1.8	1.1	1.8	0.7	14.4	
市	181	41.4	28.2	12.2	1.7	1.1	2.2	1.1	12.2	
再掲										
都市部	21	57.1	19.0	-	4.8	-	-	-	19.0	
中核市	12	25.0	41.7	25.0	8.3	-	-	-	-	
町村	95	46.3	25.3	6.3	2.1	1.1	1.1	-	17.9	

2 支援センターの状況

(1) 支援センターの設置状況

「設置している」のは、市では2.7%、町村ではなし

支援センターの設置状況を自治体別にみると、「設置している」は市では2.7%、町村ではなしとなっている。(表2-1)

問3. 貴自治体では支援センター(配偶者暴力相談支援センターの機能を有する機関)を設置していますか。(1つだけに○)

(n=1,531)

表2-1 支援センターの設置状況

		(%)			
		総数(n)	設置している	設置していない	無回答
総数		1,531	4.4	95.6	0.1
都道府県		47	100.0	-	-
市		754	2.7	97.3	-
再掲	都市部	42	19.0	81.0	-
	中核市	37	16.2	83.8	-
町村		727	-	99.9	0.1

(2) 支援センター未設置の理由

未設置の理由で最も多いのは「専門の職員の配置が困難」

支援センターを設置していない市・町村について設置していない理由をみると、市・町村とも「専門の職員の配置が困難」が最も多く、ついで「運営費の確保が困難」となっている。

(表2-2)

【問3で「支援センターを設置していない」を回答した自治体に対して】

問4. 貴自治体が支援センターを設置していない理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,463)

表2-2 支援センター未設置の理由(複数回答)

		(%)									
		総数(n)	専門の職員の配置が困難	運営費の確保が困難	都道府県の取組が進んでおり、市町村で設置する必要性に乏しい	既に十分な施策を実施しており、あえて支援センターを設置する必要性が無い	支援センターを設置しても何のメリットもない	支援センターを設置した場合、加害者からの電話相談や被害者追及などが増えるおそれがある	配偶者暴力に関する案件が少ない	その他	無回答
総数		1,463	72.7	62.2	31.0	4.7	1.7	5.9	39.1	10.4	0.5
市		734	66.1	63.5	32.7	8.2	1.2	9.8	22.6	15.3	0.5
再掲	都市部	34	58.8	38.2	23.5	14.7	-	11.8	2.9	47.1	-
	中核市	31	48.4	61.3	19.4	16.1	3.2	25.8	3.2	45.2	-
町村		726	79.3	60.7	29.1	1.2	2.2	2.1	55.8	5.5	0.4

(3) 支援センターの設置に必要なもの

支援センター設置に必要なもので最も多いのは「専門性を有する相談員の育成」

支援センターの設置に必要なものについては、市・町村とも「専門性を有する相談員の育成」「運営費の補助」が多くなっている。都市部においては、「都道府県と市区町村の役割分担、連携のあり方の明確化」が多くなっている。(表 2-3)

【問3で「設置していない」を回答した自治体に対して】

問5. 貴自治体が支援センターを設置するために必要だと思うものは何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,463)

表 2-3 支援センター設置に必要なもの（複数回答）

		(%)						
	総数(n)	専門性を有する相談員の育成	運営費の補助	都道府県と市区町村の役割分担、連携のあり方の明確化	加害者からの追及への対策	社会的機運の盛り上がり	その他	無回答
総数	1,463	81.1	72.9	63.6	33.5	19.8	4.9	2.4
市	734	82.4	78.5	69.1	43.1	17.6	4.6	1.9
再掲								
都市部	34	82.4	64.7	79.4	61.8	14.7	8.8	2.9
中核市	31	64.5	67.7	67.7	51.6	12.9	12.9	3.2
町村	726	79.8	67.4	58.0	24.0	22.0	5.1	2.9

(4) 支援センターの設置予定

支援センターを設置していない市町村のうち、都市部の4割は今後設置する予定あり

今後の設置の予定について、「設置する予定がある」のは市では 5.3%、町村では 0.7%となっているが、都市部では 38.2%となっている。(表 2-4、2-5)

【問3で「設置していない」を回答した自治体に対して】

問6. 貴自治体では今後、支援センターを設置する予定はありますか。「1」の場合は、その時期についても教えてください。(1つだけに○)

(n=1,463)

表 2-4 支援センターの設置予定状況

(%)

	総数(n)	設置する予定 がある	設置する予定 はない	無回答
総 数	1,463	3.0	95.8	1.2
市	734	5.3	92.9	1.8
再掲 都市部	34	38.2	58.8	2.9
中核市	31	22.6	74.2	3.2
町村	726	0.7	98.8	0.6

表 2-5 支援センターの設置予定状況

(%)

	総数(n)	平成23年中	平成24年中	平成25年中	平成26年中	無回答
総 数	44	36.4	9.1	4.5	2.3	47.7
市	39	35.9	10.3	5.1	2.6	46.2
再掲 都市部	13	30.8	7.7	-	-	61.5
中核市	7	14.3	14.3	14.3	14.3	42.9
町村	5	40.0	-	-	-	60.0

3 被害者相談事業の状況

(1) 相談窓口の状況

市では半数以上が相談窓口を設置している

配偶者からの暴力に関する相談を受け付ける窓口の設置について、「設置している」を自治体別にみると、都道府県は38.3%、市では50.5%、町村では9.9%となっている。(表3-1)

問7. 貴自治体では一般相談窓口とは別に配偶者からの暴力に関する相談を受け付ける窓口を設けていますか(支援センターとしての窓口は除く。)(1つだけに○)

(n=1,531)

表3-1 相談窓口の状況

		(%)			
		総数(n)	設置している	設置していない	無回答
総数		1,531	30.9	66.9	2.2
都道府県		47	38.3	61.7	-
市		754	50.5	48.3	1.2
再掲	都市部	42	66.7	33.3	-
	中核市	37	62.2	35.1	2.7
町村		727	9.9	86.7	3.4

(2) 男性からの相談対応状況

男性相談窓口は設けていないが、配偶者暴力以外の相談も含めて対応している自治体が多い

相談窓口を設置している自治体の、男性からの相談対応をみると、都道府県・市・町村とも「配偶者暴力に関する男性相談窓口を設けている」は少なく、都道府県・市では「男性相談窓口は設けていないが、男性からの配偶者暴力以外の相談も含めて対応している」が最も多い。町村では「特に行っていない」が最も多い。(表3-2)

【問7で相談窓口を「設置している」を回答した自治体に対して】

問10. 貴自治体での男性からの相談対応について教えてください。(1つだけに○)

(n=473)

表3-2 男性からの相談対応状況

(%)

		総数(n)	配偶者暴力に関する男性相談窓口を設けている	配偶者暴力以外の相談も含めた男性相談窓口を設けている	男性相談窓口は設けていないが、男性からの配偶者暴力に関する相談に対応している	男性相談窓口は設けていないが、男性からの配偶者暴力以外の相談も含めて対応している	男性からの相談に対応可能な他の窓口を紹介している	特に行っていない	無回答
総数		473	1.9	5.5	19.9	34.2	16.7	20.9	0.8
都道府県		18	-	22.2	16.7	33.3	16.7	11.1	-
市		381	1.3	5.2	18.9	36.5	18.9	18.9	0.3
再掲	都市部	28	3.6	17.9	3.6	28.6	28.6	17.9	-
	中核市	23	4.3	8.7	21.7	8.7	34.8	21.7	-
町村		72	5.6	2.8	25.0	23.6	5.6	33.3	4.2

(3) 外国語での相談対応状況

相談窓口を設置している市のうち、外国語での相談に対応しているのは4割

外国語での相談対応状況をみると、「対応している」のは、都道府県では38.9%、市では36.5%、町村では5.6%と半数以下だが、都市部においては57.1%となっている。(表3-3) 対応している外国語については、英語、中国語が多くなっている。(表3-4)

【問7で相談窓口を「設置している」を回答した自治体に対して】

問11. 貴自治体の相談に関する外国語対応を教えてください。(1つだけに○)

(n=473)

表3-3 外国語での相談対応状況

		(%)			
		総数(n)	対応している	対応していない	無回答
総数		473	31.7	67.2	1.1
都道府県		18	38.9	55.6	5.6
市		381	36.5	63.0	0.5
再掲	都市部	28	57.1	39.3	3.6
	中核市	23	39.1	60.9	-
町村		72	5.6	91.7	2.8

【問11で「外国語での相談に対応している」と回答した自治体に対して】

問11-1. 対応している外国語と対応方法を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=150)

表3-4 相談対応している外国語(複数回答)

		(%)											
		総数(n)	英語	スペイン語	タイ語	タガログ語	中国語	韓国語	ロシア語	ポルトガル語	カンボジア語	ミャンマー語	その他の言語
総数		150	85.3	50.0	26.7	44.0	70.7	36.7	13.3	62.0	8.7	6.7	15.3
都道府県		7	85.7	57.1	71.4	100.0	100.0	42.9	28.6	85.7	14.3	14.3	28.6
市		139	84.9	49.6	24.5	41.0	69.8	36.0	12.2	61.9	7.9	5.8	15.1
再掲	都市部	16	100.0	43.8	31.3	43.8	81.3	56.3	18.8	31.3	6.3	6.3	18.8
	中核市	9	100.0	55.6	11.1	44.4	100.0	33.3	11.1	66.7	-	-	44.4
町村		4	100.0	50.0	25.0	50.0	50.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	-

(4) カウンセリングの実施状況

相談窓口を設置している市のうち、カウンセリングを実施しているのは2割

カウンセリングの実施状況を見ると、「実施している」のは、都道府県では 38.9%、市では 18.1%、町村では 6.9%となっている。(表 3-5)

【問7で相談窓口を「設置している」を回答した自治体に対して】

問12. 貴自治体では被害者に対する精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングを実施していますか。(あてはまる番号すべてに○)

(n=473)

表 3-5 カウンセリングの実施状況

	総数 (n)	実施している	実施状況 (複数回答)			実施していない	無回答
			精神科医によるカウンセリング	臨床心理士によるカウンセリング	その他専門家によるカウンセリング		
			総数	473	17.1		
都道府県	18	38.9	16.7	22.2	16.7	44.4	16.7
市	381	18.1	0.3	6.0	13.4	81.1	0.8
再掲							
都市部	28	35.7	3.6	21.4	21.4	60.7	3.6
中核市	23	17.4	-	13.0	4.3	82.6	-
町村	72	6.9	1.4	1.4	4.2	86.1	6.9

(5) 法律相談の実施状況

相談窓口を設置している市のうち、法律相談を実施しているのは4割

法律相談の実施状況を見ると、「実施している」のは、都道府県では 50.0%、市では 42.0%、町村では 22.2%と半数以下だが、都市部においては 53.6%となっている。実施しているところの大半は弁護士による対応となっている (表 3-6)

【問7で相談窓口を「設置している」を回答した自治体に対して】

問13. 貴自治体では被害者に対する弁護士等による法律相談を実施していますか。(あてはまる番号すべてに○)

(n=473)

表 3-6 法律相談の実施状況

	総数 (n)	実施している	実施状況 (複数回答)		実施していない	無回答
			弁護士による法律相談	その他専門家による法律相談		
			総数	473		
都道府県	18	50.0	50.0	-	44.4	5.6
市	381	42.0	41.2	3.4	56.7	1.3
再掲						
都市部	28	53.6	53.6	-	42.9	3.6
中核市	23	47.8	47.8	-	52.2	-
町村	72	22.2	22.2	2.8	70.8	6.9

(6) 相談の質の向上のための取組

「相談担当者を他の団体等が実施している

研修、ケース検討会やスーパービジョンに派遣している」が最も多い

相談の質の向上のための取組をみると、都道府県・市・町村とも「相談担当者を他の団体等が実施している研修、ケース検討会やスーパービジョンに派遣している」が最も多くなっている。(表 3-7)

【問7で相談窓口を「設置している」を回答した自治体に対して】

問15. 貴自治体で、相談の質の向上のために行っている取組があれば教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=473)

表 3-7 相談の質の向上のための取組 (複数回答)

(%)

	総数(n)	相談のためのマニュアルを策定している	相談担当者を対象とした研修を実施している	専門家によるケース検討会やスーパービジョンを実施している(※)	精神科医による定期健診など相談担当者の心理的ケアを行っている	相談担当者を他の団体等が実施している研修、ケース検討会やスーパービジョンに派遣している(※)	その他	無回答
総数	473	15.0	21.4	12.3	0.8	58.6	10.8	20.7
都道府県	18	44.4	66.7	38.9	5.6	66.7	5.6	11.1
市	381	15.7	22.8	13.1	0.8	63.8	10.0	15.0
再掲								
都市部	28	28.6	46.4	25.0	3.6	64.3	21.4	10.7
中核市	23	26.1	39.1	30.4	-	73.9	-	8.7
町村	72	4.2	2.8	1.4	-	30.6	16.7	51.4

※：内閣府が実施したアドバイザー派遣事業によるものを除く。

(7) 二次被害防止のための取組

相談窓口を設置している市では、

「相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している」が最も多い

二次被害防止のための取組をみると、都道府県では「相談担当者に対して研修を実施している」が50.0%で最も多く、ついで「相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している」が38.9%となっている。市では「相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している」が59.1%と最も多くなっている。(表3-8)

【問7で相談窓口を「設置している」を回答した自治体に対して】

問16. 貴自治体が二次被害防止のために行っている取組があれば教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=473)

表3-8 二次被害防止のための取組（複数回答）

		(%)					
	総数(n)	相談担当者に対して研修を実施している	庁内の関係部署の職員を対象にした研修を実施している	関係機関や関係団体の担当者を対象にした研修を実施している	相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している	その他	無回答
総数	473	15.6	17.3	9.5	53.3	6.3	29.2
都道府県	18	50.0	16.7	33.3	38.9	-	27.8
市	381	16.0	19.4	10.0	59.1	6.6	23.4
再掲							
都市部	28	42.9	53.6	21.4	50.0	17.9	10.7
中核市	23	26.1	39.1	21.7	73.9	17.4	4.3
町村	72	5.6	6.9	1.4	27.8	6.9	58.3

(8) 証明書の発行の状況

都道府県の6割、市の3割が証明書を発行している

配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書の発行状況は、都道府県では「発行している」が61.1%と最も多く、市・町村では「発行していないが、証明書を発行できる他の機関と連携している」が最も多く、それぞれ55.6%、54.2%となっている。(表3-9)

問18. 貴自治体では配偶者からの暴力に関する相談を受けたことについて、被害者からの求めに応じて、配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を発行していますか。(1つだけに○)

(n=473)

表3-9 配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書の発行状況

		(%)				
	総数(n)	発行している	これまで発行したことはないが、求めがあれば発行する	求めがあっても発行していない(過去には発行していた場合も含む)	発行していないが、証明書を発行できる他の機関と連携している	無回答
総数	473	24.7	7.8	9.7	54.3	3.4
都道府県	18	61.1	11.1	-	27.8	-
市	381	27.3	5.2	10.0	55.6	1.8
再掲						
都市部	28	39.3	-	10.7	46.4	3.6
中核市	23	34.8	4.3	8.7	52.2	-
町村	72	1.4	20.8	11.1	54.2	12.5

4 被害者支援事業の状況

(1) 緊急時の安全確保

都道府県の6割、市の8割が「婦人相談所一時保護所への同行支援」を実施している

緊急時の安全確保の取組状況について、平成21年度中の実績をきいたところ、「婦人相談所一時保護所への同行支援」を行っているのは、都道府県では63.8%、市では75.7%、町村では35.4%となっている。また、「民間団体が運営する保護施設及びホテル等への緊急保護」を実施しているのは、都道府県では42.6%、市では31.3%、町村では20.9%となっている。「緊急生活資金の支給、貸付」「カウンセリングの実施」「民間賃貸住宅への入居のための助成」を行っている自治体は少なくなっている。(表4-1)

問19. 貴自治体で緊急時の安全確保の取組として何を行っているか教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,531)

表4-1 緊急時の安全確保の状況（平成21年度中実績）（複数回答）

		(%)								
	総数(n)	婦人相談所一時保護所への同行支援	民間団体が運営する保護施設(シェルター)及びホテル等への緊急保護	民間団体が運営する保護施設(シェルター)及びホテル等への緊急保護の際の同行支援	緊急生活資金の支給、貸付	カウンセリングの実施(受診費用の助成を含む)	民間賃貸住宅への入居のための助成	その他	無回答	
総数	1,531	56.2	26.7	24.6	4.6	3.9	1.0	18.7	23.1	
都道府県	47	63.8	42.6	29.8	4.3	25.5	4.3	10.6	14.9	
市	754	75.7	31.3	28.9	6.8	4.0	1.5	13.7	11.9	
再掲	都市部	42	81.0	61.9	21.4	7.1	4.8	21.4	4.8	
	中核市	37	78.4	35.1	5.4	5.4	2.7	18.9	8.1	
町村	727	35.4	20.9	19.8	2.5	2.3	0.3	24.6	35.4	

(2) 被害者の自立支援のための取組

「公営住宅等住居のあっせん、優先入居」が最も多いが、割合は高くない

被害者の自立支援のために行っている取組をみると、都道府県・市・町村とも、「公営住宅等住居のあっせん、優先入居」が最も多く、それぞれ 74.5%、24.3%、9.8%となっていて、都市部では「就労支援」が 40.5%と多くなっている。(表 4-2)

問20. 貴自治体で被害者の自立支援のために行っている取組があれば教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,531)

表 4-2 被害者の自立支援のための取組 (複数回答)

		総数(n)	ワークショップの実施	自助グループの運営	自己回復のためのセミナー等の実施	公営住宅等住居のあっせん、優先入居	民間賃貸住宅入居に当たっての家賃助成等	当面の生活資金の支給、貸与	就労支援	その他	無回答
総数		1,531	1.0	1.8	2.1	18.9	1.3	4.0	13.4	16.3	57.0
都道府県		47	2.1	17.0	14.9	74.5	8.5	10.6	72.3	25.5	6.4
市		754	1.3	2.4	3.3	24.3	1.6	5.7	19.9	14.2	48.7
再掲	都市部	42	9.5	16.7	16.7	28.6	2.4	21.4	40.5	23.8	23.8
	中核市	37	5.4	16.2	10.8	48.6	2.7	2.7	21.6	18.9	27.0
町村		727	0.7	0.3	-	9.8	0.6	1.8	2.9	18.0	68.8

5 暴力対策事業の状況

(1) 若年層に対する予防啓発事業

都道府県の9割、市の3割が若年層に対する予防啓発事業を実施している

自治体による若年層に対する予防啓発事業の実施の有無をみると、都道府県では「実施している」が93.6%となっているが、市・町村においては34.0%、11.1%となっている。

(表 5-1)

問21. 貴自治体で若年層に対する交際相手からの暴力の予防啓発事業を行っているか教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

表 5-1 若年層に対する交際相手からの暴力の予防啓発事業の状況

		(%)			
		総数(n)	実施している	実施していない	無回答
総数		1,531	25.0	73.0	2.0
都道府県		47	93.6	6.4	-
市		754	34.0	64.9	1.2
再掲	都市部	42	76.2	23.8	-
	中核市	37	67.6	27.0	5.4
町村		727	11.1	85.8	3.0

(2) 加害者更生事業

都道府県の1割で加害者更生事業を行っている

自治体による配偶者暴力加害者更生事業をみると、都道府県では「実施している」が12.8%となっているが、市においては0.1%、町村においてはなしとなっている。(表 5-2)

問22. 貴自治体で配偶者暴力加害者更生事業を行っているか教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

表 5-2 加害者更生事業の状況

		(%)					
		総数(n)	加害者更生事業を実施している	加害者更生のための調査研究を実施している	加害者更生のための調査研究を実施していた	加害者更生のための取組は行っていない	無回答
総数		1,531	0.5	0.3	0.3	96.1	2.9
都道府県		47	12.8	2.1	6.4	76.6	2.1
市		754	0.1	0.5	0.1	97.3	1.9
再掲	都市部	42	-	-	2.4	97.6	-
	中核市	37	-	-	-	97.3	2.7
町村		727	-	-	-	96.0	4.0

6 機関内連携の状況

(1) 庁内の連携状況

都道府県の9割、市の8割は庁内で連携を行っている

庁内の連携状況をみると、「定期的または必要に応じて庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている」のは、都道府県では87.2%、市では83.3%となっている。(表6-1)

連携している部門で多いのは、「男女共同参画」「生活保護」「児童」となっている。(表6-2)

問23. 貴自治体の庁内の連携状況を教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

表 6-1 庁内の連携状況

		(%)				
		総数(n)	定期的に庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている	必要に応じて庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている	特に行っていない	無回答
総数		1,531	14.2	54.6	30.4	0.8
都道府県		47	46.8	40.4	12.8	-
市		754	23.3	59.9	15.6	1.1
再掲	都市部	42	69.0	26.2	4.8	-
	中核市	37	56.8	40.5	-	2.7
町村		727	2.6	49.9	46.8	0.7

【問23で庁内で「定期的に情報共有の場を設けている」と回答した自治体に対して】

問23-1. 連携している部門を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=217)

表 6-2 庁内の連携している部門 (複数回答)

		(%)									
		総数(n)	男女共同参画	住民基本台帳	生活保護	年金・健康保険	児童	住宅	労働	その他	無回答
総数		217	83.9	71.0	82.9	58.5	91.7	47.0	18.9	59.9	0.9
都道府県		22	95.5	27.3	68.2	31.8	81.8	81.8	68.2	72.7	-
市		176	86.9	79.0	86.9	65.9	94.3	46.6	14.8	63.1	0.6
再掲	都市部	29	89.7	69.0	86.2	51.7	86.2	34.5	10.3	75.9	-
	中核市	21	100.0	90.5	95.2	76.2	100.0	61.9	19.0	76.2	-
町村		19	42.1	47.4	63.2	21.1	78.9	10.5	-	15.8	5.3

(2) 庁内のワンストップ窓口の設置状況

市では1割がワンストップ窓口を設置している

自治体内の被害者支援等に係るワンストップ窓口の状況を見ると、「設置している」は都道府県では2.1%、市では11.7%、町村では4.8%となっている。(表6-3)

問24. 貴自治体では配偶者からの暴力に関して、庁内に被害者支援等に係るワンストップ窓口を設置していますか。(1つだけに○)

(n=1,531)

表6-3 ワンストップ窓口の設置状況

		(%)			
	総数(n)	設置している	設置していない	無回答	
総数	1,531	8.2	90.9	0.9	
都道府県	47	2.1	97.9	-	
市	754	11.7	87.5	0.8	
再掲					
都市部	42	2.4	97.6	-	
中核市	37	13.5	83.8	2.7	
町村	727	4.8	94.1	1.1	

7 官民連携等の状況

(1) 官民連携の状況

都道府県の9割、市の2割が関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有をしている

官官・官民の連携状況についてみると、都道府県では「関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有を行っている」が91.5%となっている。市では「必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている」は32.0%、「特に行っていない」は41.6%となっていて、町村では「特に行っていない」が63.5%となっている。

(表7-1)

定期的に意見交換・情報共有の場を設けている自治体の連携している機関についてみると、都道府県では「国の法務局・地方法務局」「都道府県警察」が95.3%と最も多く、市では「都道府県警察」が82.4%、町村では「都道府県の福祉事務所」「市町村の福祉部局」が65.0%と最も多くなっている。(表7-2)

問25. 貴自治体の官官・官民の連携状況を教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

表7-1 官官・官民の連携状況

		総数(n)	関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有を行っている	必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている	特に行っていない	無回答
総数		1,531	17.7	30.0	51.0	1.2
都道府県		47	91.5	4.3	4.3	-
市		754	24.9	32.0	41.6	1.5
再掲	都市部	42	76.2	14.3	9.5	-
	中核市	37	51.4	18.9	27.0	2.7
町村		727	5.5	29.8	63.5	1.1

表 7-2 官官・官民の連携している機関（複数回答）

(%)

	総数 (n)	国の機関							都道府県の機関					
		所公・共 ・労働局 業安定	開公 発共 施職 設業 能力	検 察 庁	法 務 局 ・ 地 方	入 国 管 理 局	(セ ン タ ー 法 テ ラ ス)	日 本 司 法 支 援	関 其 他 の 機 関	ン 部 男 タ 局 女 ・ 共 同 参 画	福 社 部 局	部 公 局 営 住 宅 担 当	タ 談 支 援 セ ン 	配 偶 者 暴 力 相
総 数	271	19.2	0.4	15.9	52.4	5.9	13.7	1.8	31.4	24.0	8.1	56.5	57.2	
都道府県	43	58.1	-	76.7	95.3	30.2	53.5	2.3	90.7	88.4	46.5	90.7	81.4	
市	188	10.6	0.5	3.7	44.1	1.6	5.9	1.6	17.6	10.6	1.1	55.9	50.5	
再掲														
都市部	32	3.1	-	9.4	37.5	3.1	9.4	-	21.9	3.1	-	46.9	21.9	
中核市	19	15.8	5.3	5.3	63.2	-	5.3	5.3	31.6	15.8	-	73.7	47.4	
町村	40	17.5	-	7.5	45.0	-	7.5	2.5	32.5	17.5	-	22.5	62.5	

(%)

	都道府県の機関					市区町村の機関							民間団体	
	福 社 事 務 所	保 健 所	学 校 教 育 委 員 会	都 道 府 県 警 察	県 其 他 の 機 関 都 道 府	ン 部 男 タ 局 女 ・ 共 同 参 画	福 社 部 局	部 公 局 営 住 宅 担 当	タ 談 支 援 セ ン 	配 偶 者 暴 力 相 	福 社 事 務 所	保 健 所	村 其 他 の 機 関 市 区 町	民 間 支 援 団 体
総 数	33.2	38.0	32.8	81.5	14.0	63.5	67.2	12.5	8.1	54.2	20.7	34.3	30.6	
都道府県	72.1	44.2	76.7	95.3	44.2	74.4	55.8	2.3	16.3	41.9	7.0	14.0	67.4	
市	17.6	36.2	20.7	82.4	7.4	69.7	70.2	16.0	7.4	65.4	25.5	39.9	25.5	
再掲														
都市部	-	-	-	81.3	15.6	93.8	75.0	21.9	18.8	90.6	56.3	53.1	59.4	
中核市	15.8	5.3	5.3	84.2	10.5	78.9	78.9	21.1	21.1	78.9	52.6	57.9	47.4	
町村	65.0	40.0	42.5	62.5	12.5	22.5	65.0	7.5	2.5	15.0	12.5	30.0	15.0	

(%)

	民間団体									裁判所		その他	無回答
	協 議 権 擁 護 委 員	弁 護 士 会	司 法 書 士 会	会 調 停 協 会 連 合	関 係 団 体 の 医 療 護	協 会 等 の 看 護	等 童 生 委 員 協 議 会 児	民 生 委 員 ・ 議 議 ・ 支 援	施 母 子 生 活 支 援	婦 人 保 護 施 設	体 其 他 民 間 団		
総 数	42.1	31.0	1.5	0.4	48.3	52.0	25.8	8.9	31.0	20.7	16.2	8.9	0.4
都道府県	41.9	72.1	4.7	2.3	79.1	55.8	67.4	25.6	51.2	72.1	48.8	11.6	-
市	41.5	23.4	1.1	-	44.7	50.5	20.7	5.9	29.3	9.6	9.6	8.5	0.5
再掲													
都市部	28.1	46.9	-	-	40.6	34.4	56.3	18.8	34.4	6.3	6.3	6.3	-
中核市	52.6	47.4	-	-	63.2	47.4	31.6	10.5	26.3	21.1	15.8	5.3	5.3
町村	45.0	22.5	-	-	32.5	55.0	5.0	5.0	17.5	17.5	12.5	7.5	-

(2) 連携マニュアルの作成状況

都道府県の3割、市の1割が連携マニュアルを作成している

関係機関・団体の連携のためのマニュアルを作成しているのは、都道府県では 31.9%、市では 7.8%、町村では 1.5%となっている。(表 7-3)

問26. 貴自治体では関係機関・団体の連携のための連携マニュアルを作成していますか。(1つだけに○)
(n=1,531)

表 7-3 連携マニュアルの作成状況

		(%)			
		総数(n)	作成している	作成していない	無回答
総数		1,531	5.6	92.4	2.0
都道府県		47	31.9	68.1	-
市		754	7.8	90.8	1.3
再掲	都市部	42	7.1	92.9	-
	中核市	37	16.2	81.1	2.7
町村		727	1.5	95.6	2.9

(3) 広域連携の状況

市の5割、町村の7割が市町村間の連携を行っていない

広域連携の実施状況をみると、「個別の事案に応じて広域連携を行っている」が、都道府県では 63.8%、市では 42.6%、町村では 27.8%となっている。一方、「広域連携は行っていない」は、都道府県では 12.8%、市では 45.0%、町村では 65.5%となっている。(表 7-4)

問27. 貴自治体の他の地方公共団体との広域連携の状況について教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,531)

表 7-4 広域連携の状況 (複数回答)

		(%)						
		総数(n)	都道府県と市区町村との間で広域連携のあり方について取り決めがある、又はそのための考え方が整理されている	市区町村間で広域連携のあり方について取り決めがある、又はそのための考え方が整理されている	都道府県境を越えた広域連携のあり方について取り決めがある、又はそのための考え方が整理されている	個別の事案に応じて広域連携を行っている	広域連携は行っていない	無回答
総数		1,531	7.0	2.2	1.2	36.2	53.8	2.6
都道府県		47	23.4	2.1	19.1	63.8	12.8	-
市		754	9.4	3.1	1.3	42.6	45.0	3.1
再掲	都市部	42	26.2	-	2.4	57.1	23.8	-
	中核市	37	10.8	-	2.7	48.6	35.1	2.7
町村		727	3.4	1.2	-	27.8	65.5	2.3

8 民間シェルター等への財政支援状況

民間シェルター等への財政支援を行っているのは、都道府県では5割、市では1割

民間シェルター等への財政支援についてみると、都道府県では 51.1%が支援を行っており、その内容としては「シェルター等の家賃」が 54.2%、「人件費」「同行支援等の交通費等支援に掛かる経費」が 41.7%となっている。市では 10.2%が支援を行っており、その内容としては「シェルター等の家賃」が 48.1%、「事務所の家賃、光熱水費、電話料金等」が 29.9%となっている。(表 8-1、8-2)

問28. 貴自治体では民間シェルター等を運営する民間団体に対して財政支援(婦人保護所が行う一時保護委託経費を除く)を行っていますか。(1つだけに○)

(n=1,531)

表 8-1 民間シェルター等を運営する民間団体への財政支援状況

		(%)			
		総数(n)	行っている	行っていない	無回答
総数		1,531	6.9	91.9	1.2
都道府県		47	51.1	48.9	-
市		754	10.2	89.1	0.7
再掲	都市部	42	33.3	66.7	-
	中核市	37	29.7	67.6	2.7
町村		727	0.7	97.5	1.8

【問28で「行っている」と回答した自治体に対して】

問28-1. 民間シェルター等を運営する民間団体への財政支援の内容を具体的に教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=106)

表 8-2 民間シェルター等を運営する民間団体への財政支援内容(複数回答)

(%)

		総数(n)	人件費	事務所の家賃、光熱水費、電話料金等	緊急時における安全の確保に要する経費	同行支援等の交通費等支援に掛かる経費	シェルター等の家賃	当面の生活資金、調停申立費用、就労面接交通費等被害者の当面の生活にかかる経費	自助グループなどの運営費	その他
総数		106	30.2	28.3	15.1	22.6	47.2	6.6	8.5	47.2
都道府県		24	41.7	25.0	20.8	41.7	54.2	4.2	20.8	50.0
市		77	27.3	29.9	14.3	18.2	48.1	7.8	5.2	44.2
再掲	都市部	14	21.4	28.6	7.1	21.4	71.4	-	-	50.0
	中核市	11	9.1	18.2	-	18.2	81.8	9.1	9.1	27.3
町村		5	20.0	20.0	-	-	-	-	-	80.0

また、支援を行っていない理由をみると、「関係する民間団体が存在しない」「そのような支援のための制度の枠組みが存在しない」「財政的状況から予算措置が難しい」が多くなっている。(表 8-3)

【問28で「行っていない」と回答した自治体に対して】
 問28-2. 民間シェルター等を運営する民間団体に対して財政支援(婦人保護所が行う一時保護委託経費を除く)を行っていない理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)
 (n=1,407)

表 8-3 民間シェルター等を運営する民間団体への財政支援を行っていない理由 (複数回答)

		(%)								
	総数 (n)	民間団体の体制等について情報を把握できない(提供してもらえない)	民間団体の体制等が補助基準に達していない	関係する民間団体が存在しない	他の地方公共団体が既に財政支援を行っている	そのような支援のための制度の枠組みが存在しない	財政的状況から予算措置が難しい	行政機関により十分な被害者支援を行っており、民間団体と連携の必要性がない	特に理由はない	無回答
総数	1,407	9.7	0.4	61.1	2.7	29.8	23.2	2.1	8.3	4.4
都道府県	23	-	4.3	39.1	26.1	30.4	34.8	8.7	-	-
市	672	10.0	0.1	57.9	3.7	32.0	28.6	3.4	5.4	4.2
再掲										
都市部	28	14.3	-	21.4	7.1	60.7	25.0	7.1	7.1	7.1
中核市	25	8.0	4.0	52.0	4.0	36.0	32.0	4.0	4.0	8.0
町村	709	9.9	0.4	64.6	1.0	27.8	17.9	0.7	11.4	4.8

第3章 調査票（単純集計結果）

地域における配偶者間暴力対策の 現状と課題に関するアンケート調査

ご回答にあたってのお願い

- 1 ご回答いただく内容は **平成23年1月1日現在** の状況をご記入ください。
- 2 ご回答いただいた内容で先進的な事例や好事例については、各地方公共団体に情報提供したいと考えており、そのため、後ほど内閣府男女共同参画局から、より詳しいお話をうかがわせていただくようお願いする場合がありますので、その際には、御協力方、併せてよろしくお願いたします。なお、具体的な地方公共団体名を明らかにして情報提供を行う場合には、事前に御了解をいただくこととしております。
なお、この調査にご協力いただいたことにより、貴自治体が不利益となることや、これに基づき行政の指導が行われることは一切ありません。
- 3 調査内容についてのご質問などは下記までご連絡ください。
ご記入後、同封の返信用封筒（切手不要）にて **2月21日（月）必着** にてご返送くださいますようお願い申し上げます。また、郵送以外でも、ファクシミリ、e-mail での返送も可能です。
- 4 調査票の記入・返送については、同封の〈調査票の記入・返送にあたって〉をご覧ください。

【お問い合わせ先】 株式会社タイム・エージェント

東京都渋谷区円山町6-8 松木家ビル3F

TEL:03-3770-6831(土日祝日を除く9時30分～18時)

FAX:03-3770-6820

E-mail:dv_enquete@timeagent.co.jp

担当:山崎・斎藤

■フェイスシート：お手数ですが、アンケートの内容について後日照会する場合のために、連絡・照会先をご記入ください。

貴自治体名	都道府県名 市区町村名							
全国地方公共団体コード	<table border="1"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>-</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> </tr> </table> <p>(財)地方自治情報センターの地方公共団体コードを参照して記入してください。 http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/1,0,14.html</p>	□	□	-	□	□	□	□
□	□	-	□	□	□	□		
連絡・照会先	<p>所属先（部局課（室）係名までご記入ください）</p> <p>_____</p> <p>回答者氏名：_____</p> <p>TEL：_____（内線_____）</p> <p>FAX：_____</p> <p>E-mail：_____</p>							

※（ ）内の数字は%

都市規模について

問1. 調査時点での貴自治体の規模について教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

1. 都道府県	(3.1)
2. 都市部（政令指定都市及び東京23区）	(2.7)
3. 中核市	(2.4)
4. 大都市（人口20万人以上の市で2及び3以外のもの）	(3.3)
5. 中都市（人口10万人以上20万人未満の市）	(9.8)
6. 小都市（人口10万人未満の市）	(31.0)
7. 町村	(47.5)
無回答	(0.2)

基本計画について

問2. 貴自治体では基本計画（「都道府県基本計画」（法[※]第二条の三第一号）及び「市町村基本計画」（法第二条の三第三号））の策定はしていますか。「3」の場合は、その時期についても教えてください。（1つだけに○）

※本調査票に記載の「法」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」のことを指します。

(n=1,531)

1. 基本計画を、単独の計画・条例として定めている	(11.5)
2. 男女共同参画基本計画・条例を定めており、その中で配偶者暴力防止対策に関する規定を設けている	(20.8)
3. 基本計画を定めていないが、今後策定する予定がある 平成()年()月頃に策定予定	(18.1)
4. 基本計画を定めていないし、現時点では今後策定する予定もない	(48.6)
無回答	(1.0)

支援センターの有無について

問3. 貴自治体では支援センター（配偶者暴力相談支援センターの機能を有する機関）を設置していますか。（1つだけに○）

(n=1,531)

1. 支援センターを設置していない → 問4へ	(95.6)
2. 支援センターを設置している → 問7へ	(4.4)
無回答	(0.1)

支援センター未設置の理由等について

問4. 貴自治体が支援センターを設置していない理由を教えてください。「その他」の場合は、内容を具体的にお書きください。（あてはまる番号すべてに○）

(n=1,463)

1. 専門の職員の配置が困難	(72.7)
2. 運営費の確保が困難	(62.2)
3. 都道府県の取組が進んでおり、市町村で設置する必要性に乏しい	(31.0)
4. 既に十分な施策を実施しており、あえて支援センターを設置する必要性が無い	(4.7)
5. 支援センターを設置しても何のメリットもない	(1.7)
6. 支援センターを設置した場合、加害者からの電話相談や被害者追及などが増えるおそれがある	(5.9)
7. 配偶者暴力に関する案件が少ない	(39.1)
8. その他 ()	(10.4)
無回答	(0.5)

問5. 貴自治体が支援センターを設置するために必要だと思うものは何ですか。「その他」の場合は、内容を具体的にお書きください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,463)

1. 専門性を有する相談員の育成	(81.1)
2. 運営費の補助	(72.9)
3. 都道府県と市区町村の役割分担、連携のあり方の明確化	(63.6)
4. 加害者からの追及への対策	(33.5)
5. 社会的機運の盛り上がり	(19.8)
6. その他 ()	(4.9)
無回答	(2.4)

問6. 貴自治体では今後、支援センターを設置する予定はありますか。「1」の場合は、その時期についても教えてください。(1つだけに○)

(n=1,463)

1. 設置する予定がある 平成()年()月頃に設置予定	(3.0)
2. 設置する予定はない	(95.8)
無回答	(1.2)

被害者相談事業について

問7. 貴自治体では一般相談窓口とは別に配偶者からの暴力に関する相談を受け付ける窓口を設けていますか(支援センターとしての窓口は除く。)?「2」の場合は、同相談に対応する部署名及び具体的な対応方法をお書きください。(1つだけに○)

(n=1, 531)

1. 設置している（支援センターとしての窓口は除く） → 問8へ	(30.9)
2. 設置していない → 問19へ	(66.9)
対応部署名（ ）	
具体的な対応方法（体制、転送先等）（ ）	
無回答	(2.2)

【問7で「設置している」と答えた自治体は、問8～問18までお答えください。また、支援センターを設置している場合は、支援センターとしての機能以外でお答えください。】

問8. 貴自治体で電話相談を開設している曜日と開設時間を教えてください。年末年始や、不定期な開設の場合は、「その他」にお書きください。（あてはまる番号すべてに○）

(n=473)

1. 月曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(76.3)
2. 火曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(75.7)
3. 水曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(79.5)
4. 木曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(77.0)
5. 金曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(77.6)
6. 土曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(11.6)
7. 日曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(5.5)
8. 祝日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(3.2)
9. その他：年末年始や、不定期な開設の場合に、開設状況を記入してください。	(22.0)
10. 特に開設していない	(5.7)
無回答	(0.6)

問9. 貴自治体で面接相談を開設している曜日と開設時間を教えてください。年末年始や、不定期な開設の場合は、「その他」にお書きください。（あてはまる番号すべてに○）

(n=473)

1. 月曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(68.9)
2. 火曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(70.0)
3. 水曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(73.2)
4. 木曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(70.4)
5. 金曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(71.0)
6. 土曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(9.1)
7. 日曜日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(3.2)
8. 祝日（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	(1.9)
9. その他：年末年始や、不定期な開設の場合に、開設状況を記入してください。	(26.4)
10. 特に開設していない	(6.3)
無回答	(0.4)

問10. 貴自治体での男性からの相談対応について教えてください。「1」、「2」及び「5」の場合は、その具体的事業内容・照会先についてもお書きください。(1つだけに○)

(n=473)

1. 配偶者暴力に関する男性相談窓口を設けている 窓口設置場所 () 体制 () 面接相談の有無 (1. 有 (77.8) 2. 無 (22.2)) 開設時間等 ()	(1.9)
2. 配偶者暴力以外の相談も含めた男性相談窓口を設けている 担当部局 () 体制 () 面接相談の有無 (1. 有 (57.7) 2. 無 (42.3)) 運用(対応)時間等 () 配偶者暴力以外の相談とは何を対象としていますか ()	(5.5)
3. 男性相談窓口は設けていないが、男性からの配偶者暴力に関する相談に対応している	(19.9)
4. 男性相談窓口は設けていないが、男性からの配偶者暴力以外の相談も含めて対応している	(34.2)
5. 男性からの相談に対応可能な他の窓口を紹介している 具体的な紹介先 ()	(16.7)
6. 特に行っていない	(20.9)
無回答	(0.8)

問11. 貴自治体の相談に関する外国語対応を教えてください。(1つだけに○)

(n=473)

1. 外国語での相談に対応している → 問11-1へ	(31.7)
2. 対応していない	(67.2)
無回答	(1.1)

問1 1-1. 対応している外国語と対応方法を教えてください。「その他の言語」で対応している場合には、言語名をお書きください。その他の言語が書ききれない場合は、「16」にお書きください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=150)

		外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて庁内の他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	無回答
1. 英語 (n=128)	(9.4)	(52.3)	(23.4)	(21.9)	(0.8)	
2. スペイン語 (n=75)	(6.7)	(44.0)	(24.0)	(29.3)	(1.3)	
3. タイ語 (n=40)	(2.5)	(12.5)	(37.5)	(50.0)	-	
4. タガログ語 (n=66)	(4.5)	(18.2)	(45.5)	(33.3)	(1.5)	
5. 中国語 (n=106)	(5.7)	(46.2)	(28.3)	(25.5)	(0.9)	
6. 韓国語 (n=55)	(1.8)	(38.2)	(29.1)	(34.5)	(1.8)	
7. ロシア語 (n=20)	-	(25.0)	(30.0)	(45.0)	-	
8. ポルトガル語 (n=93)	(8.6)	(51.6)	(19.4)	(21.5)	(1.1)	
9. カンボジア語 (n=13)	-	(7.7)	(23.1)	(69.2)	-	
10. ミャンマー語 (n=10)	-	(10.0)	(30.0)	(60.0)	-	
11. その他の言語 () (n=23)	(4.3)	(34.8)	(47.8)	(17.4)	-	

問1 2. 貴自治体では被害者に対する精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングを実施していますか。「1」、「2」及び「3」の場合、実施している場合は、その回数等についてもお書きください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=473)

1 . 精神科医によるカウンセリングを実施している （ 月・週 ）に（ ）回、一回あたり（ ）時間実施	(1.1)
2 . 臨床心理士によるカウンセリングを実施している （ 月・週 ）に（ ）回、一回あたり（ ）時間実施	(5.9)
3 . その他専門家によるカウンセリングを実施している 専門家の種類：（ ）が、 （ 月・週 ）に（ ）回、一回あたり（ ）時間実施	(12.1)
4 . カウンセリングを実施していない 無回答	(80.5) (2.3)

問13. 貴自治体では被害者に対する弁護士等による法律相談を実施していますか。「1」及び「2」の場合は、その回数等についてもお書きください。（あてはまる番号すべてに○）

(n=473)

1 . 弁護士による法律相談を実施している （ 月・週 ）に（ ）回、一回あたり（ ）時間実施	(38.7)
2 . その他専門家による法律相談を実施している 専門家の種類：（ ）が、 （ 月・週 ）に（ ）回、一回あたり（ ）時間実施	(3.2)
3 . 法律相談を実施していない 無回答	(58.4) (2.3)

問14. 貴自治体で、問12及び問13以外で被害者に対する専門家による定期的な相談を行っていれば教えてください。

(n=473)

専門家の種類：（ ）が、 （ 月・週 ）に（ ）回、一回あたり（ ）時間実施	(6.6)
専門家の種類：（ ）が、 （ 月・週 ）に（ ）回、一回あたり（ ）時間実施	
専門家の種類：（ ）が、 （ 月・週 ）に（ ）回、一回あたり（ ）時間実施	

被害者相談事業への取組について

問15. 貴自治体で、相談の質の向上のために行っている取組があれば教えてください。「その他」の場合は、内容を具体的にお書きください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=473)

1. 相談のためのマニュアルを策定している	(15.0)
2. 相談担当者を対象とした研修を実施している	(21.4)
3. 専門家によるケース検討会やスーパービジョンを実施している(内閣府のアドバイザー派遣事業以外)	(12.3)
4. 精神科医による定期健診など相談担当者の心理的ケアを行っている	(0.8)
5. 相談担当者を他の団体等が実施している研修、ケース検討会やスーパービジョン(内閣府のアドバイザー派遣事業以外)に派遣している	(58.6)
6. その他()	(10.8)
無回答	(20.7)

問16. 貴自治体が二次被害防止のために行っている取組があれば教えてください。「その他」の場合は、内容を具体的にお書きください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=473)

1. 相談担当者に対して研修を実施している	(15.6)
2. 庁内の関係部署の職員を対象にした研修を実施している	(17.3)
3. 関係機関や関係団体の担当者を対象にした研修を実施している	(9.5)
4. 相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している	(53.3)
5. その他()	(6.3)
無回答	(29.2)

問17. 貴自治体が、配偶者暴力加害者からの追及への対応として、特に留意している事項、取組があれば教えてください。

被害者事業について

問18. 貴自治体では配偶者からの暴力に関する相談を受けたことについて、被害者からの求めに応じて、配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を発行していますか。

(1つだけに○)

(n=473)

1. 発行している	(24.7)
2. これまで発行したことはないが、求めがあれば発行する	(7.8)
3. 求めがあっても発行していない(過去には発行していた場合も含む)	(9.7)
4. 発行していないが、証明書を発行できる他の機関と連携している	(54.3)
無回答	(3.4)

被害者支援事業への取組について

問19. 貴自治体で緊急時の安全確保の取組として何を行っているか教えてください。「1」、「2」及び「3」の場合は、それぞれの平成21年度中の実績を教えてください。「その他」の場合は、内容を具体的にお書きください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,531)

1. 婦人相談所一時保護所への同行支援	(56.2)
自治体で対応した件数	平成21年度()件
関係機関が対応した件数	平成21年度()件
2. 民間団体が運営する保護施設(シェルター)及びホテル等への緊急保護	(26.7)
緊急保護件数	平成21年度()件
緊急保護人数(同伴者を含む)	平成21年度()人
3. 民間団体が運営する保護施設(シェルター)及びホテル等への緊急保護の際の同行支援	(24.6)
自治体で対応した件数	平成21年度()件
関係機関が対応した件数	平成21年度()件
4. 緊急生活資金の支給、貸付	(4.6)
5. カウンセリングの実施(受診費用の助成を含む)	(3.9)
6. 民間賃貸住宅への入居のための助成	(1.0)
7. その他()	(18.7)
無回答	(23.1)

問20. 貴自治体で被害者の自立支援のために行っている取組があれば教えてください。「その他」の場合は、内容を具体的にお書きください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1, 531)

1 . ワークショップの実施	(1.0)
2 . 自助グループの運営（他の民間団体運営の自助グループへの会場貸与等の開催支援を含む）	(1.8)
3 . 自己回復のためのセミナー等の実施	(2.1)
4 . 公営住宅等住居のあっせん、優先入居	(18.9)
5 . 民間賃貸住宅入居に当たっての家賃助成等	(1.3)
6 . 当面の生活資金の支給、貸与	(4.0)
7 . 就労支援	(13.4)
8 . その他（ ）	(16.3)
無回答	(57.0)

暴力対策事業への取組について

問2 1 . 貴自治体で若年層に対する交際相手からの暴力の予防啓発事業を行っているか教えてください。「1」の場合は、その具体的事業内容についてもお書きください。

(1 つだけに○)

(n=1, 531)

1 . 若年層に対する予防啓発事業を実施している 具体的な内容（ ）	(25.0)
2 . 若年層に対する予防啓発事業を実施していない	(73.0)
無回答	(2.0)

問2 2 . 貴自治体で配偶者暴力加害者更生事業を行っているか教えてください。「1」、「2」及び「3」の場合は、その具体的事業内容についてもお書きください。(1 つだけに○)

(n=1, 531)

1 . 加害者更生事業を実施している 具体的な内容（ ）	(0.5)
2 . 加害者更生のための調査研究を実施している 具体的な内容（ ）	(0.3)
3 . 加害者更生のための調査研究を実施していた 具体的な内容（ ）	(0.3)
4 . 加害者更生のための取組は行っていない	(96.1)
無回答	(2.9)

機関内連携について

問23. 貴自治体の庁内の連携状況を教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

1. 定期的に庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている → 問23-1へ	(14.2)
2. 必要に応じて庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている	(54.6)
3. 特に行っていない	(30.4)
無回答	(0.8)

問23-1. 連携している部門を教えてください。「その他」の場合は、内容を具体的に書きください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=217)

1. 男女共同参画	(83.9)	6. 住宅	(47.0)
2. 住民基本台帳	(71.0)	7. 労働	(18.9)
3. 生活保護	(82.9)	8. その他()	(59.9)
4. 年金・健康保険	(58.5)		
5. 児童	(91.7)	無回答	(0.9)

ワンストップ・サービスについて

問24. 貴自治体では配偶者からの暴力に関して、庁内に被害者支援等に係るワンストップ窓口を設置していますか。「1」の場合は、設置している部門をお書きください。(1つだけに○)

(n=1,531)

1. 設置している ワンストップ窓口を設置している部門()	(8.2)
2. 設置していない	(90.9)
無回答	(0.9)

官民連携について

問25. 貴自治体の官官・官民の連携状況を教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

1. 関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有を行っている → 問25-1へ	(17.7)
2. 必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている	(30.0)
3. 特に行っていない	(51.0)
無回答	(1.2)

問25-1. 関係機関・団体の連携のための意見交換・情報共有の場に参加している機関はどこですか。「その他」の場合は、内容を具体的にお書きください。

(あてはまる番号すべてに○)

(n=271)

(国の機関)	20. 公営住宅担当部局	(12.5)
1. 公共職業安定所・労働局	(19.2)	21. 配偶者暴力相談支援センター
2. 公共職業能力開発施設	(0.4)	22. 福祉事務所
3. 検察庁	(15.9)	23. 保健所
4. 法務局・地方法務局	(52.4)	24. その他市区町村の機関()
5. 入国管理局	(5.9)	(民間団体)
6. 日本司法支援センター(法テラス)	(13.7)	25. 民間シェルター等を運営
7. その他国の機関()	(1.8)	する民間支援団体
(都道府県の機関)	26. 人権擁護委員協議会	(42.1)
8. 男女共同参画部局・男女センター	(31.4)	27. 弁護士会
9. 福祉部局	(24.0)	28. 司法書士会
10. 公営住宅担当部局	(8.1)	29. 調停協会連合会
11. 配偶者暴力相談支援センター	(56.5)	30. 医師会・看護協会等の医療
12. 児童相談所	(57.2)	医療関係団体
13. 福祉事務所	(33.2)	31. 民生委員・児童委員協議会等
14. 保健所	(38.0)	32. 母子生活支援施設
15. 教育委員会、学校	(32.8)	33. 婦人保勤施設
16. 都道府県警察	(81.5)	34. その他民間団体()
17. その他都道府県の機関()	(14.0)	(裁判所)
(市区町村の機関)	35. 地方裁判所	(20.7)
18. 男女共同参画部局・男女センター	(63.5)	36. 家庭裁判所
19. 福祉部局	(67.2)	(その他)
		37. その他()
		無回答
		(0.4)

問26. 貴自治体では関係機関・団体の連携のための連携マニュアルを作成していますか。

(1つだけに○)

(n=1,531)

1. 作成している	(5.6)
2. 作成していない	(92.4)
無回答	(2.0)

問27. 貴自治体の他の地方公共団体との広域連携の状況について教えてください。

(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,531)

1. 都道府県と市区町村との間で広域連携のあり方について取り決めがある、又はそのための考え方が整理されている → 問27-1へ	(7.0)
2. 市区町村間で広域連携のあり方について取り決めがある、又はそのための考え方が整理されている → 問27-1へ	(2.2)
3. 都道府県境を越えた広域連携のあり方について取り決めがある、又はそのための考え方が整理されている → 問27-1へ	(1.2)
4. 個別の事案に応じて広域連携を行っている	(36.2)
5. 広域連携は行っていない	(53.8)
無回答	(2.6)

問27-1. 貴自治体の広域連携について、具体的な取り決め、考え方について教えてください。

【回答例】

DV被害が発生した場所、すなわち自宅のあるところや自宅での暴力であっても、一時保護の実施責任は生活保護を含め、被害女性が助けを求めて駆け込んだ警察署やその他相談機関の所在地を管轄する福祉事務所が中心となり、関係機関が連携を図りながら、被害者の保護・自立支援を行うことを関係自治体間で合意している。

(都道府県と市区町村との間の広域連携)
(市区町村間の広域連携)
(都道府県境を超えた広域連携)

民間シェルター等への財政支援について

問28. 貴自治体では民間シェルター等を運営する民間団体に対して財政支援（婦人保護所が行う一時保護委託経費を除く）を行っていますか。（1つだけに○）

(n=1,531)

1. 行っている → 問28-1へ	(6.9)
2. 行っていない → 問28-2へ	(91.9)
無回答	(1.2)

問28-1. 民間シェルター等を運営する民間団体への財政支援の内容を具体的に教えてください。「その他」の場合は、内容を具体的にお書きください。

（あてはまる番号すべてに○）

(n=106)

1. 人件費	(30.2)
2. 事務所の家賃、光熱水費、電話料金等	(28.3)
3. 緊急時における安全の確保に要する経費	(15.1)
4. 同行支援等の交通費等支援に掛かる経費	(22.6)
5. シェルター等の家賃	(47.2)
6. 当面の生活資金、調停申立費用、就労面接交通費等被害者の当面の生活にかかる経費	(6.6)
7. 自助グループなどの運営費	(8.5)
8. その他（ ）	(47.2)
無回答	-

問28-2. 民間シェルター等を運営する民間団体に対して財政支援（婦人保護所が行う一時保護委託経費を除く）を行っていない理由を教えてください。

（あてはまる番号すべてに○）

(n=1,531)

1. 民間団体の体制等について情報を把握できない（提供してもらえない）	(9.7)
2. 民間団体の体制等が補助基準に達していない	(0.4)
3. 関係する民間団体が存在しない	(61.1)
4. 他の地方公共団体が既に財政支援を行っている	(2.7)
5. そのような支援のための制度の枠組みが存在しない	(29.8)
6. 財政的状況から予算措置が難しい	(23.2)
7. 行政機関により十分な被害者支援を行っており、民間団体と連携の必要性がない	(2.1)
8. 特に理由はない	(8.3)
無回答	(4.4)

要望等について

問29. 配偶者暴力に関する施策（法制度を含む）への要望がございましたら、ご記入ください。

問30. 問29の他に国が行っている女性に対する暴力に関する取組への要望がございましたら、ご記入ください。

以上で質問は終了です。
調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

第4章 統計表（実数）

問2. 基本計画の策定状況

自治体規模	総数	基本計画を、 単独の計画・ 条例として定 めている	男女共同参画 基本計画・条例 を定めており、 その中で配偶 者暴力防止対 策に関する規 定を設けている	基本計画を 定めていな いが、今後策 定する予定 がある	基本計画を 定めていな いし、現時点 では今後策 定する予定も ない	無回答
総数	1,531	176	318	277	744	16
都道府県	47	47	-	-	-	-
市	754	88	220	181	260	5
都市部	42	13	7	21	1	-
中核市	37	10	6	12	9	-
大都市	51	3	13	23	12	-
中都市	150	16	47	38	49	-
小都市	474	46	147	87	189	5
町村	727	41	97	95	483	11

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問2. 基本計画の策定予定状況

自治体規模	総数	平成23年中	平成24年中	平成25年中	平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中	無回答
総数	277	119	75	28	5	3	5	2	40
市	181	75	51	22	3	2	4	2	22
都市部	21	12	4	-	1	-	-	-	4
中核市	12	3	5	3	1	-	-	-	-
大都市	23	13	3	3	-	-	-	-	4
中都市	38	13	13	5	-	-	-	1	6
小都市	87	34	26	11	1	2	4	1	8
町村	95	44	24	6	2	1	1	-	17

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問3. 支援センターの設置状況

自治体規模	総数	支援センター を設置してい る	支援センター を設置してい ない	無回答
総数	1,531	67	1,463	1
都道府県	47	47	-	-
市	754	20	734	-
都市部	42	8	34	-
中核市	37	6	31	-
大都市	51	-	51	-
中都市	150	2	148	-
小都市	474	4	470	-
町村	727	-	726	1

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問4. 支援センター未設置の理由(複数回答)

自治体規模	総数	専門の職員の配置が困難	運営費の確保が困難	都道府県の取組が進んでおり、市町村で設置する必要性に乏しい	既に十分な施策を実施しており、あえて支援センターを設置する必要性が無い	支援センターを設置しても何のメリットもない	支援センターを設置した場合、加害者からの電話相談や被害者追及などが増えるおそれがある	配偶者暴力に関する案件が少ない	その他	無回答
総数	1,463	1,064	910	453	69	25	87	572	152	7
都道府県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市	734	485	466	240	60	9	72	166	112	4
都市部	34	20	13	8	5	-	4	1	16	-
中核市	31	15	19	6	5	1	8	1	14	-
大都市	51	24	23	16	7	2	14	-	16	-
中都市	148	99	101	54	20	2	17	17	15	2
小都市	470	327	310	156	23	4	29	147	51	2
町村	726	576	441	211	9	16	15	405	40	3

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問5. 支援センター設置に必要なもの(複数回答)

自治体規模	総数	専門性を有する相談員の育成	運営費の補助	都道府県と市区町村の役割分担、連携のあり方の明確化	加害者からの追及への対策	社会的機運の盛り上がり	その他	無回答
総数	1,463	1,187	1,067	930	490	289	71	35
都道府県	-	-	-	-	-	-	-	-
市	734	605	576	507	316	129	34	14
都市部	34	28	22	27	21	5	3	1
中核市	31	20	21	21	16	4	4	1
大都市	51	42	37	41	36	7	4	-
中都市	148	116	111	113	75	31	6	3
小都市	470	399	385	305	168	82	17	9
町村	726	579	489	421	174	160	37	21

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問6. 支援センターの設置予定状況

自治体規模	総数	設置する予定がある	設置する予定はない	無回答
総数	1,463	44	1,402	17
都道府県	-	-	-	-
市	734	39	682	13
都市部	34	13	20	1
中核市	31	7	23	1
大都市	51	7	42	2
中都市	148	4	140	4
小都市	470	8	457	5
町村	726	5	717	4

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問6. 支援センターの設置予定状況

自治体規模	総数	平成23年中	平成24年中	平成25年中	平成26年中	無回答
総数	44	16	4	2	1	21
市	39	14	4	2	1	18
都市部	13	4	1	-	-	8
中核市	7	1	1	1	1	3
大都市	7	4	1	-	-	2
中都市	4	2	-	1	-	1
小都市	8	3	1	-	-	4
町村	5	2	-	-	-	3

問7. 相談窓口の状況

自治体規模	総数	設置している	設置していない	無回答
総数	1,531	473	1,024	34
都道府県	47	18	29	-
市	754	381	364	9
都市部	42	28	14	-
中核市	37	23	13	1
大都市	51	43	8	-
中都市	150	93	56	1
小都市	474	194	273	7
町村	727	72	630	25

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問8. 電話相談の開設状況

自治体規模	総数	開設している日(複数回答)									特に開設していない	無回答
		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	その他		
総数	473	361	358	376	364	367	55	26	15	104	27	3
都道府県	18	13	18	17	18	17	10	9	4	4	-	-
市	381	297	288	305	295	299	41	15	10	84	21	1
都市部	28	20	19	21	18	19	7	2	1	10	1	-
中核市	23	19	22	22	23	22	8	5	3	4	-	-
大都市	43	35	33	37	38	38	10	2	1	9	1	1
中都市	93	73	73	77	73	75	10	3	3	19	5	-
小都市	194	150	141	148	143	145	6	3	2	42	14	-
町村	72	49	50	52	49	49	4	2	1	16	6	2

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問9. 面接相談の開設状況

自治体規模	総数	開設している日(複数回答)									特に開設していない	無回答
		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	その他		
総数	473	326	331	346	333	336	43	15	9	125	30	2
都道府県	18	10	13	13	13	13	6	4	1	3	3	1
市	381	278	281	294	283	287	35	10	8	102	11	-
都市部	28	15	18	17	16	15	6	1	1	12	2	-
中核市	23	18	22	22	21	22	9	4	3	4	-	-
大都市	43	33	33	39	35	38	8	1	-	11	1	-
中都市	93	75	75	78	76	77	9	2	2	21	1	-
小都市	194	137	133	138	135	135	3	2	2	54	7	-
町村	72	37	36	38	36	35	2	1	-	20	15	1

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問10. 男性からの相談対応状況

自治体規模	総数	配偶者暴力に関する男性相談窓口を設けている	配偶者暴力以外の相談も含めた男性相談窓口を設けている	男性相談窓口は設けていないが、男性からの配偶者暴力に関する相談に対応している	男性相談窓口は設けていないが、男性からの配偶者暴力以外の相談も含めて対応している	男性からの相談に対応可能な他の窓口を紹介している	特に行っていない	無回答
総数	473	9	26	94	162	79	99	4
都道府県	18	-	4	3	6	3	2	-
市	381	5	20	72	139	72	72	1
都市部	28	1	5	1	8	8	5	-
中核市	23	1	2	5	2	8	5	-
大都市	43	1	5	4	13	12	8	-
中都市	93	1	4	18	40	19	11	-
小都市	194	1	4	44	76	25	43	1
町村	72	4	2	18	17	4	24	3

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問11. 外国語での相談対応状況

自治体規模	総数	外国語での相談に対応している	対応していない	無回答
総数	473	150	318	5
都道府県	18	7	10	1
市	381	139	240	2
都市部	28	16	11	1
中核市	23	9	14	-
大都市	43	24	19	-
中都市	93	45	48	-
小都市	194	45	148	1
町村	72	4	66	2

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問11-1. 相談対応している外国語(複数回答)

自治体規模	総数	英語	スペイン語	タイ語	タガログ語	中国語	韓国語	ロシア語	ポルトガル語	カンボジア語	ミャンマー語	その他の言語
総数	150	128	75	40	66	106	55	20	93	13	10	23
都道府県	7	6	4	5	7	7	3	2	6	1	1	2
市	139	118	69	34	57	97	50	17	86	11	8	21
都市部	16	16	7	5	7	13	9	3	5	1	1	3
中核市	9	9	5	1	4	9	3	1	6	-	-	4
大都市	24	20	22	9	11	15	9	4	19	4	2	2
中都市	45	41	20	10	19	28	15	4	26	3	2	4
小都市	45	32	15	9	16	32	14	5	30	3	3	8
町村	4	4	2	1	2	2	2	1	1	1	1	-

問11-1. 相談対応している外国語と対応方法(複数回答)

(総数)

自治体規模	総数	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて庁内の他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	無回答
英語	128	12	67	30	28	1
スペイン語	75	5	33	18	22	1
タイ語	40	1	5	15	20	-
タガログ語	66	3	12	30	22	1
中国語	106	6	49	30	27	1
韓国語	55	1	21	16	19	1
ロシア語	20	-	5	6	9	-
ポルトガル語	93	8	48	18	20	1
カンボジア語	13	-	1	3	9	-
ミャンマー語	10	-	1	3	6	-
その他の言語	23	1	8	11	4	-

(都道府県)

	総数	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて庁内の他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	無回答
英語	6	-	1	2	3	-
スペイン語	4	1	-	1	2	-
タイ語	5	1	-	1	3	-
タガログ語	7	1	-	3	3	-
中国語	7	1	-	3	3	-
韓国語	3	-	1	1	1	-
ロシア語	2	-	1	-	1	-
ポルトガル語	6	1	-	2	3	-
カンボジア語	1	-	-	-	1	-
ミャンマー語	1	-	-	-	1	-
その他の言語	2	1	-	1	-	-

(市)

	総数	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて庁内の他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	無回答
英語	118	12	64	28	23	1
スペイン語	69	4	32	17	19	1
タイ語	34	-	5	14	16	-
タガログ語	57	2	12	27	17	1
中国語	97	5	49	27	22	1
韓国語	50	1	20	15	16	1
ロシア語	17	-	4	6	7	-
ポルトガル語	86	7	47	16	17	1
カンボジア語	11	-	1	3	7	-
ミャンマー語	8	-	1	3	4	-
その他の言語	21	-	8	10	4	-

(都市部)

	総数	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて庁内の他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	無回答
英語	16	2	8	7	2	-
スペイン語	7	1	1	5	-	-
タイ語	5	-	-	5	-	-
タガログ語	7	1	1	5	-	-
中国語	13	3	7	4	1	-
韓国語	9	-	5	4	1	-
ロシア語	3	-	1	2	-	-
ポルトガル語	5	1	-	4	-	-
カンボジア語	1	-	-	1	-	-
ミャンマー語	1	-	-	1	-	-
その他の言語	3	-	-	3	-	-

(中核市)

	総数	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて庁内の他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	無回答
英語	9	-	7	2	-	-
スペイン語	5	-	4	1	-	-
タイ語	1	-	-	1	-	-
タガログ語	4	-	2	2	-	-
中国語	9	-	6	3	-	-
韓国語	3	-	2	1	-	-
ロシア語	1	-	1	-	-	-
ポルトガル語	6	-	5	1	-	-
カンボジア語	-	-	-	-	-	-
ミャンマー語	-	-	-	-	-	-
その他の言語	4	-	3	1	-	-

(大都市)

	総数	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて庁内の他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	無回答
英語	20	2	12	3	6	-
スペイン語	22	1	13	3	6	-
タイ語	9	-	4	2	4	-
タガログ語	11	-	3	3	7	-
中国語	15	1	9	1	6	-
韓国語	9	-	4	2	4	-
ロシア語	4	-	-	-	4	-
ポルトガル語	19	-	11	2	7	-
カンボジア語	4	-	1	-	3	-
ミャンマー語	2	-	1	-	1	-
その他の言語	2	-	1	1	1	-

(中都市)

	総数	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて庁内の他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	無回答
英語	41	4	26	6	8	-
スペイン語	20	1	9	3	9	-
タイ語	10	-	1	3	6	-
タガログ語	19	1	4	9	5	-
中国語	28	1	15	6	7	-
韓国語	15	-	7	5	4	-
ロシア語	4	-	2	1	1	-
ポルトガル語	26	3	15	3	6	-
カンボジア語	3	-	-	1	2	-
ミャンマー語	2	-	-	1	1	-
その他の言語	4	-	2	1	1	-

(小都市)

	総数	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて庁内の他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	無回答
英語	32	4	11	10	7	1
スペイン語	15	1	5	5	4	1
タイ語	9	-	-	3	6	-
タガログ語	16	-	2	8	5	1
中国語	32	-	12	13	8	1
韓国語	14	1	2	3	7	1
ロシア語	5	-	-	3	2	-
ポルトガル語	30	3	16	6	4	1
カンボジア語	3	-	-	1	2	-
ミャンマー語	3	-	-	1	2	-
その他の言語	8	-	2	4	2	-

(町村)

	総数	外国語対応の相談員を配置している	必要に応じて庁内の他部署の外国語対応の専門員等の協力を得ている	必要に応じて民間ボランティアの協力を得ている	外国語対応可能な他の窓口を紹介している	無回答
英語	4	-	2	-	2	-
スペイン語	2	-	1	-	1	-
タイ語	1	-	-	-	1	-
タガログ語	2	-	-	-	2	-
中国語	2	-	-	-	2	-
韓国語	2	-	-	-	2	-
ロシア語	1	-	-	-	1	-
ポルトガル語	1	-	1	-	-	-
カンボジア語	1	-	-	-	1	-
ミャンマー語	1	-	-	-	1	-
その他の言語	-	-	-	-	-	-

問12. カウンセリングの実施状況

自治体規模	総数	実施している	実施状況（複数回答）			実施していない	無回答
			精神科医によるカウンセリング	臨床心理士によるカウンセリング	その他専門家によるカウンセリング		
総数	473	81	5	28	57	381	11
都道府県	18	7	3	4	3	8	3
市	381	69	1	23	51	309	3
都市部	28	10	1	6	6	17	1
中核市	23	4	-	3	1	19	-
大都市	43	11	-	2	9	32	-
中都市	93	16	-	6	12	76	1
小都市	194	28	-	6	23	165	1
町村	72	5	1	1	3	62	5

注) 総数には、実施している規模別不明を含む。

問13. 法律相談の実施状況

自治体規模	総数	実施している	実施状況（複数回答）		実施していない	無回答
			弁護士による法律相談	その他専門家による法律相談		
総数	473	186	183	15	276	11
都道府県	18	9	9	-	8	1
市	381	160	157	13	216	5
都市部	28	15	15	-	12	1
中核市	23	11	11	-	12	-
大都市	43	24	24	2	19	-
中都市	93	40	40	2	51	2
小都市	194	70	67	9	122	2
町村	72	16	16	2	51	5

注) 総数には、実施している規模別不明を含む。

問14. 専門家による定期的な相談の状況

自治体規模	総数	定期的な相談を行っている	無回答
総数	473	31	442
都道府県	18	1	17
市	381	24	357
都市部	28	3	25
中核市	23	-	23
大都市	43	4	39
中都市	93	5	88
小都市	194	12	182
町村	72	6	66

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問15. 相談の質の向上のための取組(複数回答)

自治体規模	総数	相談のためのマニュアルを策定している	相談担当者を対象とした研修を実施している	専門家によるケース検討会やスーパービジョンを実施している	精神科医による定期健診など相談担当者の心理的ケアを行っている	相談担当者を他の団体等が実施している研修、ケース検討会やスーパービジョンに派遣している	その他	無回答
総数	473	71	101	58	4	277	51	98
都道府県	18	8	12	7	1	12	1	2
市	381	60	87	50	3	243	38	57
都市部	28	8	13	7	1	18	6	3
中核市	23	6	9	7	-	17	-	2
大都市	43	13	15	11	-	28	4	3
中都市	93	13	16	9	1	59	7	16
小都市	194	20	34	16	1	121	21	33
町村	72	3	2	1	-	22	12	37

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問16. 二次被害防止のための取組(複数回答)

自治体規模	総数	相談担当者に対して研修を実施している	庁内の関係部署の職員を対象とした研修を実施している	関係機関や関係団体の担当者を対象とした研修を実施している	相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している	その他	無回答
総数	473	74	82	45	252	30	138
都道府県	18	9	3	6	7	-	5
市	381	61	74	38	225	25	89
都市部	28	12	15	6	14	5	3
中核市	23	6	9	5	17	4	1
大都市	43	11	11	4	29	2	6
中都市	93	8	14	7	53	4	24
小都市	194	24	25	16	112	10	55
町村	72	4	5	1	20	5	42

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問18. 配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書の発行状況

自治体規模	総数	発行している	これまで発行したことはないが、求めがあれば発行する	求めがあっても発行していない(過去には発行していた場合も含む)	発行していないが、証明書を発行できる他の機関と連携している	無回答
総数	473	117	37	46	257	16
都道府県	18	11	2	-	5	-
市	381	104	20	38	212	7
都市部	28	11	-	3	13	1
中核市	23	8	1	2	12	-
大都市	43	16	-	3	23	1
中都市	93	29	3	8	53	-
小都市	194	40	16	22	111	5
町村	72	1	15	8	39	9

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問19. 緊急時の安全確保の状況(平成21年度中実績)(複数回答)

自治体規模	総数	婦人相談所一時保護所への同行支援	民間団体が運営する保護施設(シェルター)及びホテル等への緊急保護	民間団体が運営する保護施設(シェルター)及びホテル等への緊急保護の際の同行支援	緊急生活資金の支給、貸付	カウンセリングの実施(受診費用の助成を含む)	民間賃貸住宅への入居のための助成	その他	無回答
総数	1,531	861	409	377	71	59	15	287	354
都道府県	47	30	20	14	2	12	2	5	7
市	754	571	236	218	51	30	11	103	90
都市部	42	34	26	26	9	3	2	9	2
中核市	37	29	13	12	2	2	1	7	3
大都市	51	44	20	15	5	1	-	7	2
中都市	150	122	52	44	14	7	2	15	15
小都市	474	342	125	121	21	17	6	65	68
町村	727	257	152	144	18	17	2	179	257

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問19.1. 婦人相談所一時保護所への同行支援

自治体規模	自治体で対応		関係機関が対応	
	総数	平成21年度(平均件数)	総数	平成21年度(平均件数)
総数	858	3.7	848	1.8
都道府県	28	19.1	28	36.6
市	570	4.6	560	0.8
都市部	34	31.2	31	7.8
中核市	29	7.2	27	0.2
大都市	44	6.6	44	1.2
中都市	121	5.5	118	0.5
小都市	342	1.2	340	0.3
町村	257	0.2	257	0.1

問19.2. 民間団体が運営する保護施設(シェルター)及びホテル等への緊急保護

自治体規模	緊急保護件数		緊急保護人数	
	総数	平成21年度 (平均件数)	総数	平成21年度 (平均人数)
総数	409	3.1	406	3.3
都道府県	20	12.1	20	26.6
市	236	4.3	233	3.5
都市部	26	23.7	25	12.5
中核市	13	10.5	13	9.6
大都市	20	5.6	19	3.9
中都市	52	1.8	51	2.7
小都市	125	0.4	125	1.3
町村	152	0.1	152	0.1

問19.3. 民間団体が運営する保護施設(シェルター)及びホテル等への緊急保護の際の同行支援

自治体規模	自治体で対応		関係機関が対応	
	総数	平成21年度 (平均件数)	総数	平成21年度 (平均件数)
総数	377	1.9	374	0.7
都道府県	14	1.9	14	11.5
市	218	3.1	215	0.4
都市部	26	18.6	25	2.2
中核市	12	4.4	12	0.3
大都市	15	2.4	15	0.1
中都市	44	1.2	43	0.2
小都市	121	0.4	120	0.1
町村	144	0.1	144	0.0

問20. 被害者の自立支援のための取組(複数回答)

自治体規模	総数	ワークショップの実施	自助グループの運営	自己回復のためのセミナー等の実施	公営住宅等住居のあっせん、優先入居	民間賃貸住宅入居に当たった家賃助成等	当面の生活資金の支給、貸与	就労支援	その他	無回答
総数	1,531	16	28	32	289	20	61	205	250	873
都道府県	47	1	8	7	35	4	5	34	12	3
市	754	10	18	25	183	12	43	150	107	367
都市部	42	4	7	7	12	1	9	17	10	10
中核市	37	2	6	4	18	1	1	8	7	10
大都市	51	1	1	3	12	-	3	12	6	23
中都市	150	1	1	4	29	5	14	32	22	75
小都市	474	2	3	7	112	5	16	81	62	249
町村	727	5	2	-	71	4	13	21	131	500

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問21. 若年層に対する交際相手からの暴力の予防啓発事業の状況

自治体規模	総数	若年層に対する予防啓発事業を実施している	若年層に対する予防啓発事業を実施していない	無回答
総数	1,531	382	1,118	31
都道府県	47	44	3	-
市	754	256	489	9
都市部	42	32	10	-
中核市	37	25	10	2
大都市	51	28	22	1
中都市	150	65	83	2
小都市	474	106	364	4
町村	727	81	624	22

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問22. 加害者更生事業の状況

自治体規模	総数	加害者更生事業を実施している	加害者更生のための調査研究を実施している	加害者更生のための調査研究を実施していた	加害者更生のための取組は行っていない	無回答
総数	1,531	7	5	4	1,471	44
都道府県	47	6	1	3	36	1
市	754	1	4	1	734	14
都市部	42	-	-	1	41	-
中核市	37	-	-	-	36	1
大都市	51	-	-	-	49	2
中都市	150	-	2	-	147	1
小都市	474	1	2	-	461	10
町村	727	-	-	-	698	29

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問23. 庁内の連携状況

自治体規模	総数	定期的に庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている	必要に応じて庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている	特に行っていない	無回答
総数	1,531	217	836	465	13
都道府県	47	22	19	6	-
市	754	176	452	118	8
都市部	42	29	11	2	-
中核市	37	21	15	-	1
大都市	51	28	18	5	-
中都市	150	37	91	20	2
小都市	474	61	317	91	5
町村	727	19	363	340	5

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問23-1. 庁内の連携している部門(複数回答)

自治体規模	総数	男女共同参画	住民基本台帳	生活保護	年金・健康保険	児童	住宅	労働	その他	無回答
総数	217	182	154	180	127	199	102	41	130	2
都道府県	22	21	6	15	7	18	18	15	16	-
市	176	153	139	153	116	166	82	26	111	1
都市部	29	26	20	25	15	25	10	3	22	-
中核市	21	21	19	20	16	21	13	4	16	-
大都市	28	26	24	26	24	28	14	6	20	-
中都市	37	33	30	32	22	34	13	5	21	1
小都市	61	47	46	50	39	58	32	8	32	-
町村	19	8	9	12	4	15	2	-	3	1

問24. ワンストップ窓口の設置状況

自治体規模	総数	設置している	設置していない	無回答
総数	1,531	125	1,392	14
都道府県	47	1	46	-
市	754	88	660	6
都市部	42	1	41	-
中核市	37	5	31	1
大都市	51	5	46	-
中都市	150	26	123	1
小都市	474	51	419	4
町村	727	35	684	8

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問25. 官官・官民の連携状況

自治体規模	総数	関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有を行っている	必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている	特に行っていない	無回答
総数	1,531	271	460	781	19
都道府県	47	43	2	2	-
市	754	188	241	314	11
都市部	42	32	6	4	-
中核市	37	19	7	10	1
大都市	51	21	9	21	-
中都市	150	37	52	59	2
小都市	474	79	167	220	8
町村	727	40	217	462	8

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問25-1. 官官・官民の連携している機関(複数回答)

自治体規模	国の機関							
	総数	公共職業安定所・労働局	公共職業能力開発施設	検察庁	法務局・地方法務局	入国管理局	日本司法支援センター(法テラス)	その他国の機関
総数	271	52	1	43	142	16	37	5
都道府県	43	25	-	33	41	13	23	1
市	188	20	1	7	83	3	11	3
都市部	32	1	-	3	12	1	3	-
中核市	19	3	1	1	12	-	1	1
大都市	21	-	-	1	11	-	1	1
中都市	37	9	-	2	15	1	3	-
小都市	79	7	-	-	33	1	3	1
町村	40	7	-	3	18	-	3	1

自治体規模	都道府県の機関									
	男女共同参画部局・男女センター	福祉部局	公営住宅担当部局	配偶者暴力相談支援センター	児童相談所	福祉事務所	保健所	教育委員会、学校	都道府県警察	その他都道府県の機関
総数	85	65	22	153	155	90	103	89	221	38
都道府県	39	38	20	39	35	31	19	33	41	19
市	33	20	2	105	95	33	68	39	155	14
都市部	7	1	-	15	7	-	-	-	26	5
中核市	6	3	-	14	9	3	1	1	16	2
大都市	2	3	1	11	13	4	14	5	20	-
中都市	6	4	-	26	21	4	18	8	29	2
小都市	12	9	1	39	45	22	35	25	64	5
町村	13	7	-	9	25	26	16	17	25	5

自治体規模	市区町村の機関						
	男女共同参画部局・男女センター	福祉部局	公営住宅担当部局	配偶者暴力相談支援センター	福祉事務所	保健所	その他市区町村の機関
総数	172	182	34	22	147	56	93
都道府県	32	24	1	7	18	3	6
市	131	132	30	14	123	48	75
都市部	30	24	7	6	29	18	17
中核市	15	15	4	4	15	10	11
大都市	16	14	5	-	10	3	5
中都市	25	24	4	1	19	3	16
小都市	45	55	10	3	50	14	26
町村	9	26	3	1	6	5	12

自治体規模	民間団体									
	民間シェルター等を運営する民間支援団体	人権擁護委員協議会	弁護士会	司法書士会	調停協会連合会	医師会・看護協会等の医療関係団体	民生委員・児童委員協議会等	母子生活支援施設	婦人保護施設	その他民間団体
総数	83	114	84	4	1	131	141	70	24	84
都道府県	29	18	31	2	1	34	24	29	11	22
市	48	78	44	2	-	84	95	39	11	55
都市部	19	9	15	-	-	13	11	18	6	11
中核市	9	10	9	-	-	12	9	6	2	5
大都市	4	7	4	-	-	9	11	3	-	2
中都市	6	17	7	-	-	15	18	6	1	14
小都市	10	35	9	2	-	35	46	6	2	23
町村	6	18	9	-	-	13	22	2	2	7

自治体規模	裁判所			
	地方裁判所	家庭裁判所	その他	無回答
総数	56	44	24	1
都道府県	31	21	5	-
市	18	18	16	1
都市部	2	2	2	-
中核市	4	3	1	1
大都市	3	2	3	-
中都市	3	3	4	-
小都市	6	8	6	-
町村	7	5	3	-

問26. 連携マニュアルの作成状況

自治体規模	総数	作成している	作成していない	無回答
総数	1,531	85	1,415	31
都道府県	47	15	32	-
市	754	59	685	10
都市部	42	3	39	-
中核市	37	6	30	1
大都市	51	9	42	-
中都市	150	9	138	3
小都市	474	32	436	6
町村	727	11	695	21

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問27. 他の地方公共団体との広域連携の状況(複数回答)

自治体規模	総数	都道府県と市区町村との間で広域連携のあり方について取り決めがある、又はそのための考え方が整理されている	市区町村間で広域連携のあり方について取り決めがある、又はそのための考え方が整理されている	都道府県境を越えた広域連携のあり方について取り決めがある、又はそのための考え方が整理されている	個別の事案に応じて広域連携を行っている	広域連携は行っていない	無回答
総数	1,531	107	33	19	554	823	40
都道府県	47	11	1	9	30	6	-
市	754	71	23	10	321	339	23
都市部	42	11	-	1	24	10	-
中核市	37	4	-	1	18	13	1
大都市	51	5	6	1	24	20	-
中都市	150	15	5	2	62	68	6
小都市	474	36	12	5	193	228	16
町村	727	25	9	-	202	476	17

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問28. 民間シェルター等を運営する民間団体への財政支援状況

自治体規模	総数	行っている	行っていない	無回答
総数	1,531	106	1,407	18
都道府県	47	24	23	-
市	754	77	672	5
都市部	42	14	28	-
中核市	37	11	25	1
大都市	51	10	41	-
中都市	150	23	126	1
小都市	474	19	452	3
町村	727	5	709	13

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。

問28-1. 民間シェルター等を運営する民間団体への財政支援内容(複数回答)

自治体規模	総数	人件費	事務所の家賃、光熱水費、電話料金等	緊急時における安全の確保に要する経費	同行支援等の交通費等支援に掛かる経費	シェルター等の家賃	当面の生活資金、調停申立費用、就労面接交通費等被害者の当面の生活にかかる経費	自助グループなどの運営費	その他
総数	106	32	30	16	24	50	7	9	50
都道府県	24	10	6	5	10	13	1	5	12
市	77	21	23	11	14	37	6	4	34
都市部	14	3	4	1	3	10	-	-	7
中核市	11	1	2	-	2	9	1	1	3
大都市	10	2	1	1	2	2	-	-	8
中都市	23	9	10	5	4	9	3	1	8
小都市	19	6	6	4	3	7	2	2	8
町村	5	1	1	-	-	-	-	-	4

問28-2. 民間シェルター等を運営する民間団体への財政支援を行っていない理由(複数回答)

自治体規模	総数	民間団体の体制等について情報を把握できない(提供してもらえない)	民間団体の体制等が補助基準に達していない	関係する民間団体が存在しない	他の地方公共団体が既に財政支援を行っている	そのような支援のための制度の枠組みが存在しない	財政的状況から予算措置が難しい	行政機関により十分な被害者支援を行っており、民間団体と連携の必要性がない	特に理由はない	無回答
総数	1,407	137	5	859	38	419	327	30	117	62
都道府県	23	-	1	9	6	7	8	2	-	-
市	672	67	1	389	25	215	192	23	36	28
都市部	28	4	-	6	2	17	7	2	2	2
中核市	25	2	1	13	1	9	8	1	1	2
大都市	41	4	-	18	2	12	13	1	5	1
中都市	126	19	-	64	8	43	36	7	6	8
小都市	452	38	-	288	12	134	128	12	22	15
町村	709	70	3	458	7	197	127	5	81	34

注) 総数には、自治体の規模別不明を含む。



内閣府男女共同参画局推進課

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

T E L : 03-5253-2111 (大代表)

F A X : 03-3592-0408

ホームページ <http://www.gender.go.jp/>